

令和7年10月24日
厚生労働省政策統括官付参事官付
賃金福祉統計室就労条件係

「令和6年就労条件総合調査の概況」の訂正について

標記について、下記のとおり誤りがありました。
利用者の皆様には御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

訂正箇所(詳細は「別紙」のとおり)

7頁 (3) 年間休日総数の説明文中の数値(なお、該当表の数値の修正はございません)

以上

令和6年就労条件総合調査の概況7頁(3)年間休日総数(令和7年10月24日修正)

【正】

(3) 年間休日総数

令和6年調査における令和5年1年間の年間休日総数の1企業平均は112.1日(令和5年調査110.7日)、労働者1人平均は116.4日(同115.6日)となっており、いずれも昭和60年以降最も多くなっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が117.1日、「300～999人」が115.9日、「100～299人」が113.6日、「30～99人」が111.0日となっている。(第4表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

(単位：％) (単位：日)

企業規模・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 ¹⁾	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
令和6年調査計	100.0	0.8	2.3	3.9	5.4	28.4	22.0	35.8	1.5	112.1	116.4
1,000人以上	100.0	0.0	0.7	0.4	0.9	17.4	27.6	51.7	1.2	117.1	119.4
300～999人	100.0	0.1	0.4	0.7	2.8	23.4	26.4	44.9	1.3	115.9	117.4
100～299人	100.0	0.5	1.3	1.8	3.9	28.4	23.6	39.3	1.2	113.6	114.7
30～99人	100.0	1.1	2.8	4.9	6.2	29.3	20.9	33.2	1.5	111.0	112.2
令和5年調査計 ³⁾	100.0	1.9	1.6	3.5	6.2	31.4	21.1	32.4	1.7	110.7	115.6

注：1)「1企業平均年間休日総数」は、令和5年1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2)「労働者1人平均年間休日総数」は、令和5年1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

3) 令和5年調査の「全企業」には、「年間休日総数」が「不明」の企業を含む。

令和6年就労条件総合調査の概況7頁1(3)年間休日総数(修正前)

【誤】

(3) 年間休日総数

令和6年調査における令和5年1年間の年間休日総数の1企業平均は112.1日(令和5年調査110.7日)、労働者1人平均は116.4日(同115.6日)となっており、いずれも昭和60年以降最も多くなっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が117.1日、「300～999人」が115.9日、「100～299人」が113.6日、「30～99人」が110.0日となっている。(第4表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

(単位：％) (単位：日)

企業規模・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 ¹⁾	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
令和6年調査計	100.0	0.8	2.3	3.9	5.4	28.4	22.0	35.8	1.5	112.1	116.4
1,000人以上	100.0	0.0	0.7	0.4	0.9	17.4	27.6	51.7	1.2	117.1	119.4
300～999人	100.0	0.1	0.4	0.7	2.8	23.4	26.4	44.9	1.3	115.9	117.4
100～299人	100.0	0.5	1.3	1.8	3.9	28.4	23.6	39.3	1.2	113.6	114.7
30～99人	100.0	1.1	2.8	4.9	6.2	29.3	20.9	33.2	1.5	111.0	112.2
令和5年調査計 ³⁾	100.0	1.9	1.6	3.5	6.2	31.4	21.1	32.4	1.7	110.7	115.6

注：1)「1企業平均年間休日総数」は、令和5年1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2)「労働者1人平均年間休日総数」は、令和5年1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

3) 令和5年調査の「全企業」には、「年間休日総数」が「不明」の企業を含む。